

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政・変革局税務部税制課】	5
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	7
○ 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	8
○ 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	10
○ 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	11
○ 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【都市戦略局計画部都市計画課】	12
○ 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局予防部指導課】	17
○ 北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例【市議会事務局政策調査課】	18
◇ 公 告	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局総務部総務課】	19
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（6件）【産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課】	22

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

1 固定資産税

(1) 一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る課税標準の特例について、適用すべき特例割合を定めることにしました。

(2) グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される一定の施設等に係る課税免除について、令和8年3月31日までの期間内に取得した施設等を対象とすることにしました。

2 市たばこ税

地方税法施行規則の一部改正に伴い、市たばこ税を申告納付の方法により納付する場合に使用する納付書の様式を追加することにしました。

この条例は、令和6年6月24日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立折尾保育所を次のとおり移転することにしました。

【変更前】	【変更後】
北九州市八幡西区北鷹見町12番24号	北九州市八幡西区堀川町8番7号

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等における保育士等の配置基準を改めることにしました。

改正内容は、次のとおりです。

- 1 満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね15人につき1人以上の保育士等を配置することとしました。
- 2 満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上の保育士等を配置することとしました。

この条例は、令和6年6月24日から施行することにしました。

◇北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園における職員配置の基準を改めることにしました。

改正内容は、次のとおりです。

- 1 満4歳以上の園児おおむね25人につき1人以上の職員を配置することとしました。
- 2 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね15人につき1人以上の職員を配置することとしました。

この条例は、令和6年6月24日から施行することにしました。

◇北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、認定こども園における職員配置の基準等を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上の教育及び保育に従事する職員を配置しなければならないことにしました。
- 2 満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する職員を配置しなければならないことにしました。

この条例は、令和6年6月24日から施行することにしました。

◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

金剛地区地区整備計画区域を条例を適用する区域に追加することにしました。

この条例は、令和6年6月24日から施行することにしました。

◇北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

消防法施行令の一部改正に伴い、主要構造部を耐火構造とする防火対象物に適用されている消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準を、特定主要構造部を耐火構造とする防火対象物に適用することにしました。

この条例は、令和6年6月24日から施行することにしました。

◇北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和6年7月1日から令和9年2月19日までの間における議員報酬の額を8パーセント引き下げることになりました。

この条例は、令和6年7月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第24号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第44条各号列記以外の部分中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第77条の5第1項及び第5項並びに第77条の9第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

付則第9条の2中第19項を第21項とし、第16項から第18項までを2項ずつ繰り下げ、第15項を第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第9条の2中第14項を第15項とし、第11項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

付則第15条の5第1項及び第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付則第15条の7第1項各号列記以外の部分中「令和9年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、同項第3号中「2,500万円」を「3,500万円」に改める。

付則第27条第3項第2号中「附則第15条の8第3項又は第5項」を「附則第15条の8第1項又は第3項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第44条各号列記以外の部分の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対し

て課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）付則第15条の5第1項及び第2項の規定は、当該各項に規定する要件に該当する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地が令和6年4月1日からこの条例の施行の日までの間に取得された場合についても適用する。

4 新条例付則第15条の7第1項第3号の規定は、令和6年4月1日以後に取得された家屋及び構築物について適用し、同日前に取得された家屋及び構築物については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第25号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

「

〃	八幡西区北鷹見町12番24号
---	----------------

を

「

〃	八幡西区堀川町8番7号
---	-------------

に

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 6 号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 2 4 年北九州市条例第 6 4 号)の一部を次のように改正する。

第 4 8 条第 2 項中「2 0 人」を「1 5 人」に、「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

(北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成 2 6 年北九州市条例第 5 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 2 項第 4 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 5 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 2 条第 2 項第 4 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 5 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 5 条第 2 項第 4 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 5 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 8 条第 2 項第 4 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 5 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 4 8 条第 2 項の規定並びに第 2 条の規定による改正後の北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第 3 0 条第 2 項、第 3 2 条第 2 項、第 4 5 条第 2 項及び第 4 8 条第 2 項の規定を適用した場合において、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正

後のこれらの規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第48条第2項の規定並びに第2条の規定による改正前の北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第27号

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項の表の（1）の項中「30人」を「25人」に改め、同表の（2）の項中「20人」を「15人」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条第3項の規定を適用した場合において、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の同項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の同項の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第28号

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成26年北九州市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

第8条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定を適用した場合において、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の同項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の同項の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第29号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	<table border="1"><tr><td>木屋瀬東部地区地区整備計画区域</td><td>北九州広域都市計画木屋瀬東部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td></tr></table>	木屋瀬東部地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画木屋瀬東部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を		
木屋瀬東部地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画木屋瀬東部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域					
「	<table border="1"><tr><td>木屋瀬東部地区地区整備計画区域</td><td>北九州広域都市計画木屋瀬東部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td></tr><tr><td>金剛地区地区整備計画区域</td><td>北九州広域都市計画金剛地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td></tr></table>	木屋瀬東部地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画木屋瀬東部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	金剛地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画金剛地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に
木屋瀬東部地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画木屋瀬東部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域					
金剛地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画金剛地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域					
」		」				

改める。

別表第2の吉志北地区地区整備計画区域の項中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改め、同表の猿喰地区地区整備計画区域の項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第2条第3号」を「第4条第3号」に改め、同表の泉台地区地区整備計画区域の低層住宅地区の項、上葛原東地区地区整備計画区域の流通業務B地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活A地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活B地区の項及び曾根地区地区整備計画区域の医療・生活C地区の項中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改め、同表の曾根地区地区整備計画区域の新産業A地区の項及び曾根地区地区整備計画区域の新産業B地区の項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項」を「物資の流通の効率化に関する法律第6条第1項」に、「第2条第3号」を「第4条第3号」に改め、同表の舞ヶ丘地区地区整備計画区域の利便福祉施設地区の項、吉田にれの木坂地区地区整備計画区域の住宅地区の項、乙丸地

区地区整備計画区域の沿道地区の項、北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の教育施設・住宅地区の項、北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の研究・文化・利便施設地区の項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅A地区の項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅B地区の項及び泉ヶ浦二丁目地区地区整備計画区域の住宅地区の項中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改め、同表中

生活利便施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (2) 事務所 (3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの (4) 集会所、公民館又は幼稚園 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 診療所又は病院 (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (9) 郵便局、消防署その他これらに類する公益上必要な建築物 (10) 前各号の建築物に付属するもの			200平方メートル(集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)	外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル		建築物の各部分から道路境界線又は隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの。ただし、15メートルを限度とする。		
----------	---	--	--	--	--	---------	--	---	--	--

を

生活利便施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (2) 事務所 (3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの (4) 集会所、公民館又は幼稚園 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 診療所又は病院 (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (9) 郵便局、消防署その他これらに類する公益上必要な建築物 (10) 前各号の建築物に付属するもの			200平方メートル(集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)	外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル		建築物の各部分から道路境界線又は隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの。ただし、15メートルを限度とする。		
金剛地	住宅地			180平方メートル	外壁等の面から	1.0	(1) 外			

区地区 整備計 画区域	(1) 住宅 (2) 住宅で令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）			メートル	ら道路境界線又は隣地境界線までの距離	メートル	壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車車庫（令第136条の9第1号に該当するものに限る。） (4) 自転車駐車場			
物流産 業地区	(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの（認定こども園を除く。） (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（納骨施設を含む。） (7) 保育所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (8) 公衆浴場 (9) 診療所 (10) 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの (11) 病院 (12) 運動施設（体育館又はスポーツの練習場を含む。） (13) ホテル又は旅館 (14) 自動車教習所 (15) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場				外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0 メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車車庫（令第136条の9第1号に該当するものに限る。） (4) 自転車駐車場			
					外壁等の面から道路境界線	2.0 メートル				

に

	<p>その他これらに類するもの (16) カラオケボックス その他これに類するもの (17) 劇場、映画館、演 芸場若しくは観覧場又はナ イトクラブその他これに類 するもの (18) 遊技場 (19) キャバレー、料理 店その他これらに類するも の (20) 博物館その他これ に類するもの (21) 令第19条第1項 に規定する児童福祉施設等 (認定こども園及び保育所 を除く。) (22) 公会堂又は集会場 (23) 風営法第2条第6 項各号に掲げる店舗型性風 俗特殊営業の用に供する建 築物</p>					<p>までの距離（ル 地区施設の緩 衝緑地に面す る部分に限る 。）</p>			
生活・ 業務関 連施設 地区	<p>(1) 大学、高等専門学校 、専修学校及び各種学校の 用途に供するものでその用 途に供する部分の床面積の 合計が10,000平方メ ートルを超えるもの (2) 病院の用途に供する ものでその用途に供する部 分の床面積の合計が15, 000平方メートルを超え るもの (3) 運動施設（体育館又 はスポーツの練習場を含む 。） (4) ホテル又は旅館 (5) 自動車教習所 (6) 畜舎 (7) 自動車修理工場 (8) 自動車車庫（建築物 に付属するものを除く。）</p>				<p>外壁等の面か ら道路境界線 又は隣地境界 線までの距離</p>	<p>1.0 メー トル</p>	<p>(1) 外 壁等の中 心線の長 さの合計 が3.0 メートル 以下であ るもの (2) 物 置その他 これに類 する用途 に供し、 軒の高さ が2.3 メートル 以下で、 かつ、床 面積の合 計が5平 方メートル 以内で あるもの (3) 自 動車車庫 （令第1 36条の 9第1号 に該当す るものに 限る。） (4) 自 転車駐 車場</p>		

改め、同表の幸神・岸の浦地区地区整備計画区域の住宅・利便施設地区の項中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の吉志北地区地区整備計画区域の項、泉台地区地区整備計

画区域の低層住宅地区の項、上葛原東地区地区整備計画区域の流通業務 B 地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活 A 地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活 B 地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活 C 地区の項、舞ヶ丘地区地区整備計画区域の利便福祉施設地区の項、吉田にれの木坂地区地区整備計画区域の住宅地区の項、乙丸地区地区整備計画区域の沿道地区の項、北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の教育施設・住宅地区の項、北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の研究・文化・利便施設地区の項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅 A 地区の項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅 B 地区の項、泉ヶ浦二丁目地区地区整備計画区域の住宅地区の項及び幸神・岸の浦地区地区整備計画区域の住宅・利便施設地区の項の改正規定 規則で定める日

(2) 別表第 2 の猿喰地区地区整備計画区域の項、曾根地区地区整備計画区域の新産業 A 地区の項及び曾根地区地区整備計画区域の新産業 B 地区の項の改正規定 規則で定める日

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第30号

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項第1号中「が、主要構造部」を「が、特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）」に、「以上、主要構造部」を「以上、特定主要構造部」に改め、同項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、「若しくは」の次に「主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が」を加える。

第46条第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第31号

北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（令和6年7月1日から令和9年2月19日までの間における議員報酬の特例）

4 令和6年7月1日から令和9年2月19日までの間に在職する議員の議員報酬に係る第2条の規定の適用については、同条第1項の表中「1,090,000円」とあるのは「1,002,800円」と、「980,000円」とあるのは「901,600円」と、「880,000円」とあるのは「809,600円」とする。

付 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

北九州市公告第474号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市本庁舎都市ガス供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和6年9月1日から令和7年9月1日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定により、ガス小売事業の登録を受けている者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-

582-2545) に本入札に参加を希望する旨を伝えた上で、令和6年7月17日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市総務市民局総務部総務課

イ 期間 この公告の日から令和6年8月5日まで(日曜日等を除く。)

の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月6日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告の日から令和6年7月17日まで(日曜日等を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年7月17日午後5時までに必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年8月5日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和6年8月6日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務市民局総務部総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2013

6 Summary

(1) The contract item up for tender:

Supply of Gas to Kitakyushu City Hall

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m. August 6, 2024

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m. August 5, 2024

(4) For further information, please contact:

General Affairs Division, General Affairs Department,

General and Civic Affairs Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第475号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン黒崎

北九州市八幡西区西曲里町4番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

代表取締役 笹田賢一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

代表取締役 梅田 圭

イ 変更後

みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

代表取締役 笹田賢一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

イオン九州株式会社

福岡市博多区博多駅前二丁目9番11号

代表取締役 柴田祐司

他38者

イ 変更後

イオン九州株式会社

福岡市博多区博多駅前二丁目9番11号

代表取締役 柴田祐司

他39者

4 変更の年月日

令和6年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由

6 届出年月日

令和6年6月4日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和6年10月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和6年10月24日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること

。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第476号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス下曾根店

北九州市小倉南区下曾根四丁目2080番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 五味 肇

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 多田高志

イ 変更後

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 五味 肇

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 多田高志

イ 変更後

ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
代表取締役 五味 肇

4 変更の年月日

令和 6 年 3 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由

6 届出年月日

令和 6 年 6 月 5 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 1 0 月 2 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 6 年 1 0 月 2 4 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること

。

（1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

（2） 住所又は所在地

（3） 連絡先電話番号

（4） 大規模小売店舗の名称及び所在地

（5） 意見

北九州市公告第477号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス黒崎店

北九州市八幡西区西王子町1番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 五味 肇

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 多田高志

イ 変更後

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 五味 肇

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 多田高志

イ 変更後

ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
代表取締役 五味 肇

4 変更の年月日

令和 6 年 3 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由

6 届出年月日

令和 6 年 6 月 5 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 1 0 月 2 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 6 年 1 0 月 2 4 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること

。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第478号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス相生店

北九州市八幡西区相生町8番

2 大規模小売店舗を設置する者

アイコー興産有限公司

北九州市八幡西区相生町13番21号

取締役 善明弘史

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 多田高志

イ 変更後

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 五味 肇

4 変更の年月日

令和6年3月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由

6 届出年月日

令和6年6月5日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 1 0 月 2 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 6 年 1 0 月 2 4 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第479号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス本城店

北九州市八幡西区御開二丁目3501番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 五味 肇

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 多田高志

イ 変更後

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 五味 肇

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 多田高志

イ 変更後

ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
代表取締役 五味 肇

4 変更の年月日

令和 6 年 3 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由

6 届出年月日

令和 6 年 6 月 5 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 1 0 月 2 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 6 年 1 0 月 2 4 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること

。

（1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

（2） 住所又は所在地

（3） 連絡先電話番号

（4） 大規模小売店舗の名称及び所在地

（5） 意見

北九州市公告第480号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年6月24日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス門司大里店
北九州市門司区不老町一丁目1番12ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 五味 肇

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 多田高志

イ 変更後

ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 五味 肇

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 多田高志

イ 変更後

ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
代表取締役 五味 肇

4 変更の年月日

令和 6 年 3 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由

6 届出年月日

令和 6 年 6 月 5 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 1 0 月 2 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 6 年 1 0 月 2 4 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること

。

（1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

（2） 住所又は所在地

（3） 連絡先電話番号

（4） 大規模小売店舗の名称及び所在地

（5） 意見